

各 位

上場会社名 株式会社サンリツ

代表者 代表取締役社長 三浦 康英

(コード番号 9366 東証スタンダード)

問合せ先責任者 取締役常務執行役員 尾留川 一仁

(TEL 03-3471-0011)

連結子会社における不正行為及び同行為の調査結果並びに業績や会計に与える影響 に関するお知らせ

当社は、2024 年 9 月 30 日付「連結子会社における不正発覚及び調査費用による業績影響に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社連結子会社である SANRITSU LOGISTICS AMERICA Inc. (以下「SLA」といいます。)において、SLA に出向の元従業員(以下「当該元従業員」といいます。)による不正行為並びに当該元従業員から指示を受けた一部の当社従業員、及び SLA 従業員による不正行為(以下「本件行為」といいます。)に関し、外部調査機関より調査報告書を受領し、また社内における調査も一定の目途が立ちましたので、各々の調査結果に基づく本件行為の概要及び業績や会計に与える影響について、お知らせいたします。

このような事態が発生しましたことは誠に遺憾であり、株主の皆様をはじめ各ステークホルダーの 皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件行為の概要及び調査結果

(1)本件行為の概要

本件行為は、2024年7月当該元従業員に対する複数の事案の内部通報により発覚いたしました。内部通報以降2024年10月初旬まで内部通報事案の調査を、後記2の外部の調査機関とともに進めて行く中で、内部通報事案以外にも不正と見られる内容が発覚いたしました。

結果、本件行為として、当該元従業員並びに当該元従業員から指示を受けた一部の従業員及び SLA 従業員により、当社及び SLA に損害を与えた経費の私的利用と SLA の業績を安定化させるために行った不正な会計処理が発覚いたしました。

前述の経費の私的利用は、2019 年から 2024 年 5 月まで行われたもので、また、不正な会計処理は 2019 年から 2024 年 8 月まで行われておりました。

なお、後述の損害額や影響額については、邦貨で記載しておりますが、円換算にあたり適用 した為替レートは、本件行為があった通算期間の平均レートにより算出しております。

(2)経費の私的利用の損害額

- ① 旅費交通費や接待交際費などの私的利用
 - 1,878,303 円 (2021 年~2024 年) 599,800 円 (2019 年)
- ② 私的利用のための車両購入費用を経費処理した件 5,988,022 円 (2021 年)

③ 社宅契約の文書偽造による住宅手当水増し受給

4,428,706 円 (2022 年~2024 年)

以上の損害額の合計は、12,894,831 円であり、この損害は、当社及び SLA の合算額であります。

(3)不正な会計処理

調査を進めて行く過程で、当該子会社の業績を安定化させるために行った、売上計上の先送り等や費用の過大計上が発見されました。不正な財務報告については 2021 年~2024 年の間に行われたものであります。

(4) 不正な会計処理による累積的影響額

① 売上計上の先送り (2023年~2024年)

412,675 円

② 売上原価の前倒し計上 (2021年~2024年)

 $\triangle 524,622$ 円

③ 費用の過大計上 (2021年~2024年)

55,823,958 円

(5)損害や影響額への対処

当社及び SLA が被った損害については、損害賠償請求を行う考えで進めております。

また、不正な会計処理への影響額については、過年度の連結財務諸表に与える影響は軽微であると判断し、遡及修正は行いません。なお、費用の過大計上については、今期(2025年3月期)に修正いたします。

(6)今般の調査に要した費用

2025年3月期第2四半期において、本件行為の調査に関係する費用約1億円を営業外費用に計上いたします。

2. 外部調査機関及び社内による調査

2024年7月の本件行為発覚後、当社は親会社として事実究明と再発防止策の策定を目的に、社内外の取締役4名及び執行役員1名並びに監査部長による社内調査を行うとともに、当社グループと利害関係を有していない外部調査機関により8月初旬から10月上旬までデジタルフォレンジックやヒアリング等の調査を依頼し、調査報告書を受領しました。

調査メンバー

社内	職位	人数	外部調査機関	所属	人数
	社外取締役	3名		PwC リスクアドバイザリー合同会社	5名
	取締役	1名		長島・大野・常松法律事務所	3名
	執行役員	1名		Davis Polk Wardwell LLP	*
	監査部長	1名			

※現地法に基づく雇用契約に対するアドバイスを求めるため、長島・大野・常松法律事務所を通 して調査依頼をいたしました。

3. 外部調査機関による調査結果に基づく原因分析

本件は当該元従業員個人の不正行為であるものの、調査報告書においてはそのような不正行為を組織として防止できなかったことや早期発見できなかった原因として、不正の機会、動機、正当化の分析と、業務プロセス、親会社による統制評価の観点から当該子会社における内部統制に不備があったものと分析しております。

4. 再発防止策

調査報告書において上記の原因分析に基づく再発防止策の提言を受領しました。それを踏まえ、 効率的かつ効果的なコーポレート・ガバナンスを実現するために、有効な防止策を立て改善して まいります。

なお、具体策が整い次第、改めて公表いたします。

5. 類似の不正行為の有無の調査

本件行為の発生を踏まえ、当該子会社以外のすべての子会社に対して、類似の不正行為の有無について調査いたしましたが、同様の不正行為は確認されませんでした。

6. 関係者の処分

(1)当該元従業員

当該元従業員は2024年8月26日付にて懲戒解雇いたしました。

(2)関係者の処分

役職	人数	処分内容
代表取締役及び各取締役	4名	月額報酬 10%~30%を2~3ヶ月返上
社外取締役	3名	月額報酬 10%~20%を 1~ 2ヶ月返上

7. 当該子会社の事業

当該子会社は、米国において物流事業を展開しておりますが、本件行為による事業への影響は ございません。

以上